

報告・文責 石見 尚 (日本ルネッサンス研究所)

「日本の協同組合運動の新しい波」

——協同組合地域社会とコミュニティ産業——

1. レイドロウ報告からの10年

1980年のICA大会でのレイドロウ報告は、協同組合が取組むべき4つの優先課題を提示しました。その第2優先課題の労働者協同組合を組織することは、日本で目覚ましい実績をあげつつあります。第4優先課題は協同組合地域社会の建設であります。この課題は、第2優先課題の労働者協同組合による地域での就業機会の自主的創造と民主的な自主的地域事業が発展した場合に、手がかりがえられます。日本の労働者協同組合運動の実践者は、この手がかりをつかみ始めました。しかし、まだ、第2と第4の課題を結びつける方法論をマニュアル化するまでには至っていません。これが90年代のテーマになると思います。

2. 協同組合地域社会の農村型と都市型

参考までに、日本での2つのタイプを検討の素材として提供したいと思います。

(1) 農村型の例として、中札内村(北海道十勝地方)があります。農業が基礎産業で、農協組合員は、畑作(麦、豆、馬鈴薯)、てんさい、酪農、畜産(養鶏、養豚)の4部会に編成され、一村全域規模の地域循環農業を行っています。この農業方式には、地域内分業と総合的生産計画のための、直接参加型の協議方法がとられています。また馬鈴薯でん粉、飼料工場、鶏卵、鶏肉加工工場、大型機械ステーション、液肥設備など、加工部門の産業体系が構築されています。さらに農家と消費者の主婦組合員が自主運営する農村生協があり、まさに地場産直は、労働力と食料の2つの分野で実行されています。村長は、農協の元専務が選出され、村の公的セクターを担当しています。農家の大部分は、生産法人(2~15戸が1つの単位)です。全村規模のゆるやかな生産協同組織と、農業の多部門管理センター的農協と農民・市民主婦

の単一生協が、協同セクターを構成しています。

(2) 都市型の例として、生活クラブ神奈川を参考に供したいと思います。これは、班別共同購入型の無店舗生協が母体として発展してきました。1991年には、この専業主婦型生協のほかに、勤め人主婦のためのデポを拠点施設とするコミュニティクラブ生協と高齢者のための福祉生協が派生して、独立採算の活動を開始しました。これら生協の運営は、組合員とともに主婦のワーカーズ・コレクティブが担当し、また地域の多様な生活の必要に対応するワーカーズ・コレクティブが組織されています。これらの生協とワーカーズ・コレクティブの複合体が、協同組合地域社会の軸になることが分かってきました。いま都市社会での諸グループの連携のマニュアル化を模索しています。

3. 協同組合セクターとコミュニティ産業の関係

以上の2つのローカルな活動と全国に散在する事例から、マクロの「協同組合セクター」の成立条件を見とおすと、このセクターは公的セクターや私的企業セクターと異なる点は、第一に内容的に、協同組合地域社会の人間のニーズ(金銭的価値以外の価値観を含む)に基礎をおくことではないかと思えます。協同組合コミュニティの集積がセクターを形成するのであって、生協や農協の市場シェアの大きさではなく、活動や運動がオルタナティブのものだと思います。第二は、有用な労働の提供すなわち社会的価値の生産が可能であることであります。第三は、この社会的価値の生産が、単に従来の小農的自作農や家族労働で行われるのではなく、地域社会を基礎としたプロの技術、技能集団による産業に発展することです。ルーカスプランが提起した、オルタナティブなテクノロジーのシステムが、検討材料になるかと思えます。

「労働者協同組合法制」研究会 打ち合せ会の報告

1991年11月30日(土) 協同総合研究所

「労働者協同組合法制」研究会の打ち合せ会が昨年11月に行われ、自己紹介の後に安藤政武常任理事から「研究会の課題についての運営事務局からの提案」があった。レジュメにおいて提示されたその「課題」は次の通りである。

1. わが国における労働者協同組合の運動と事業の実態、法制上の問題点と実際上の対応
2. 諸外国における労働者協同組合法制と運用の実態
3. わが国における労働者協同組合法制と運用の実態
4. 労働者協同組合の運動と事業の世界史的な発展過程
5. 労働者協同組合の法制確立を旨とする討究と運動の展望、基本要請(運用・改正・立法)と運動方針
6. その他の調査研究課題

出席したメンバーの討議の中でこれらの諸課題の意義と内容を確認し、直ちに取り組める処から相互に報告し合って問題状況についての認識を共有しかつ深めることにした。その過程において実際に諸外国の法典を入手している人や実際を見聞した人々を招き、わが国の実状との対比を明確にする検討を試みる機会をもつことにした。

さらにわが国において労働者協同組合の事業と運動の展開を旨とし、実際に具体的な諸活動に取り組んでいる人々を招いて、法制上の諸課題をどう打開すべきか、各分野の実状と要求をとりまとめる作業に当たってみることにした。

そして必要に応じ関係諸省庁を訪ねて法制上の要望を提示し、現状と展望について見解を問う活動を進めると共に、わが国の法制に詳しく権威ある学者に特段の検討を要請し、併せてこの未踏の領域の専門的な討究に当ることを志向する新進気

鋭の研究者を組織したいということになった。

さし当たりお互いが最初の報告者となり、相互に問題提起と資料提供を試みる機会として、次の日程を予定し、会員内外の参加を呼びかけることにした(敬称略)。

◇ ◇
・1月25日(土) 午後1時 菅野 正純

「諸外国における労働者協同組合法制と運用の実態」について

◇ ◇
・2月29日(土) 午後1時 山岡 英也

「わが国における労働者協同組合法制の欠如と実態的適応」について

◇ ◇
・3月14日(土) 午後1時 安藤 政武

「労働者協同組合の法制確立を旨とする討究と運動の展望」について

◇ ◇
諸外国の法制に関連してはECやイタリアの関連法制や新立法草案などと共に、スペインやイギリスの例などから見て行く必要がある。わが国の法制に関連しては、中・高年事業団や生活クラブ生協などの例に見るワーカーズ・コーポレイティヴやワーカーズ・コレクティヴの実践と、現行法制との関係から吟味してみる必要がある。

当日の出席者のうち荒木昭夫氏は、日本児童・青少年演劇劇団協議会を公益法人とすべきか協同組合とすべきかの論議の中で、すぐれて実践的に労働者協同組合の理念と実利を志向する立場から、小澤孝雄氏は企業組合の推移、労働者協同組合の実態、農事組合の経験の解明などの視点から、各自積極的な期待と意欲を示された。

(文責・安藤政武)

* 1月25日の研究会における菅野正純氏報告「諸外国における労働者協同組合法制と運用の実態」は、本誌17頁に「研究ノート／イタリアの協同組合法制」として掲載しました(編集部)。

 <研究会通信> 第1回「海外協同組合」、第5回「福祉・医療と協同」、合同研究会

報告 田中夏子(イタリア貿易振興会) 菅野正純(協同総合研究所)

「イタリアの福祉協同組合の現状と意義」

 1991年11月6日 中高音事業団本部

報告は昨年事業団全国連合会が訪伊した際収集したSPEPCOOP資料の翻訳作業を土台に、(1)イタリアにおける福祉協同組合成長の背景、またその福祉協同組合の一般的特質の概観(担当:田中)、(2)教育・福祉協同組合SPEPCOOPについて、その多岐にわたる活動内容と、これまでの経過、それらを支えてきた基本理念の紹介(担当:菅野)の二部構成とした。報告内容は以下の通りである。

(1) 福祉協同組合の成長には、次の3点が関与していると思われる。第一に、70年代イタリアでの若年労働層を中心とする失業問題の深刻化と、それを受けての南部各地における激しい雇用闘争。こうした事態に対応して、国および各州は若年層による協同組合設立を積極的にサポートする雇用法制を設立させた。第二は、福祉国家再編に際しての公務労働の民間委託問題である。LEGA(協同組合・共済組合全国連盟)はこうした動きに対し、政府や自治体の責務の縮小という形ではなく、これまでの非効率の弊害を除去する能力を持った新しい公的領域の必要性を唱え、これを第三セクターと位置づけ、その重要な構成要素の一つに協同組合を据えてきた。同時に自治体の側にも、これまで見落してきたインフォーマルな社会主体を地域づくりの新たな人的資源と捉え、問題に直面した当事者及びそのより身近にあるインフォーマルな部分に多くの権限を委譲する動きが出てきた。特に80年代後半から、自治体、州立病院、学校、図書館等の公的施設や市民団体との連携を前提とした、保育、教育、介護の協同組合設立がボローニャを始め他州においても活発化している。また第三点目として、70年代の精神医療をめぐる社会運動の中、施設での隔離収容医療から地域に開放された医療体制づくりが模索されたことも、各主体の有機的連携を形づくっていったとい

う協同組合の動きと無縁ではない。こうした背景のもと、ボローニャを州都とするエミリア・ロマーニャ州だけでも約35の福祉関連協同組合が存在する。それらの典型例がSPEPCOOPである。

(2) SPEPCOOPは79年、14人の組合員により、夏期の学童保育から始まった。以来その規模は急速に拡大し、現在では、組合員530人、事業高約100億リラ、活動領域も以下6部門にわたる。

①高齢者を対象とした住宅介護やリハビリ、②身体/言語障害を有する人々を対象としたリハビリ、③精神医学上のハンディキャップを持つ人々を対象としたリハビリ、労働活動、④麻薬中毒患者や服役者、非行歴のある青少年を対象とした共同住宅の運営、労働機会の提供、またその家族に対するコンサルタントや援助、⑤学童保育、障害を持つ児童を対象とした教育援助、⑥企業等を対象とした外国語教育、教員養成。

すべての活動は、サービスの受け手が、自らの内に備わる潜在的力を引き出すことを通じて、個人の自立性を確立すると同時に自らが社会的存在であるというアイデンティティを確保することを目的としている(特に労働面での社会参加)。

運営上の特徴は、①共同住宅、治療センター、作業所といった協同組合の施設の有機的な活用、②作業療法士、リハビリ治療医、神経外科医、心理学専門家、言語療法士、教育学専門家ら、各専門家から構成されたグループを活動単位としている点、③州立病院(USL)との協定に基づいた共同の運営・管理体制を敷いている点である。

各分野の横断的な共同作業を前提とした、いわば地域における結節点としてのこうした協同組合のあり様を、今後はより具体的に、技術的、制度的な部分も含めてまとめ上げることが、参加者の議論の中から課題とされた。(文責・田中夏子)

各研究会の今後の日程

＝第6回「労働組合運動と協同」研究会＝

- ・報告：樋口篤三（労働問題研究家）

「労働組合、協同組合、社会主義」

岐路に立った日本の労働組合運動。社会主義の崩壊が叫ばれる中、社会改革の方向を打ちだせるのか。協同組合型の運動方向も位置づけながら氏の総括と展望を報告していただきます。

参考文献：樋口著『日本労働運動 歴史と教訓』（第三書館）

- ・2月13日（木） 18：30
- ・協同総合研究所（JR高田馬場駅、新宿寄り改札をでて30m）
- ・昨年12月に予定しましたが、会場の関係で開催できませんでした。ご迷惑をおかけしましたが、2月の例会に順延しました。

＝第7回「労働組合運動と協同」研究会＝

- ・報告：外谷富二男（東京・城北地域労組書記長）
「地域個人加盟労組のあゆみと今後の展望—城北労組30年をふりかえり—」

東京北部は中小企業の街。個人加盟の地域労組へ転換し、地域の中小企業労働者を組織してきた歩みをふりかえり、労働者の力をどのように高め引きだしながら、自分たちの経営事業母体を築きあげればよいか。その展望も含め報告していただきます。本誌本号8頁参照。

- ・3月12日（木） 18：30
- ・協同総合研究所（高田馬場）

＝第2回「協同組合地域産業基盤」研究会＝

- ・書評合評会、報告：広瀬謙一（協同総合研究所）
テキスト：鶴見和子他編『内発的發展論』（東大出版会）、守友裕一『内発的發展の道』（農山漁村文化協会）

前号にて研究会の方向についてお知らせしましたが、第二の柱にあたる「内発的發展論」をテーマに合評会を行ないます。

- ・2月18日（火） 18：00

- ・協同総合研究所（高田馬場）

＝第7回「福祉・医療と協同」研究会＝

- ・報告：木下安子（白梅女子短大）

「福祉ヘルパーの労働と教育研修のあり方」

都立神経科学研究所での研究活動、都の保健婦養成、現在の介護士養成での実績。地域福祉と医療の分野における木下先生のご活躍は目を見張るものがあります。現場に精通され実践的な課題を追究されている立場から、福祉介護の仕事のあり方を提起していただきます。高齢者福祉へ事業展開をめざす中高年事業団の皆さんのご参加を期待します。

- ・2月21日（金） 18：30

- ・協同総合研究所（高田馬場）

＝第2回「労働者協同組合法制」研究会＝

- ・報告：山岡英也（農林中金総合研究所）

「日本における労働者協同組合法制の欠如と実態的適応に関する諸問題」

本誌本号5頁の研究会の方向に関してのまとめのうち、第二の柱にあたる日本の実態を課題とします。中高年事業団、ワーカーズ・コレクティブなどの実践と現行法制との関連を報告していただきます。

- ・2月29日（土） 13：00

- ・協同総合研究所（高田馬場）

* 2月の基本研究会はありません。3月の予定はおってお知らせします。

＝第7回「協同総合研究所常任理事会」＝

- ・2月22日（土） 13：00～14：00

- ・国鉄労働組合会館、会議室（JR東京駅、八重洲南口から新橋方面へ約100m、線路沿いビル）